

平成 25 年度 第 1 回 伊賀市都市計画審議会

- 1 開催日 平成 26 年 3 月 28 日 (金)
- 2 開催時刻 午後 2 時 00 分
- 3 閉会時刻 午後 3 時 25 分
- 4 開催場所 ゆめぼりすセンター 2 階 大会議室
- 5 議 事 第 2 5 - 1 号議案 一般廃棄物処理施設の敷地の位置について  
第 2 5 - 2 号議案 廃棄物処理施設の敷地の位置に関する今後の審議方針について

6 出席委員 (11 名)

森委員、木津龍平委員、浅野委員、鷺崎委員、稲増委員、田中委員、上田委員、木津直樹委員、石山委員、松森委員、里委員

7 欠席委員 (6 名)

浦山委員、柘植委員、森下委員、田村委員、大塚委員、吉川委員、中委員

8 幹事

辻上副市長、橋本総務部長 (欠席)、山下企画財政部長 (代理 西堀企画財政部次長)、前川人権生活環境部長 (代理 居附清掃事業課長)、北山建設部長、藤森建設部次長 (欠席)、清水都市計画課長、藤岡管財課長

9 事務局

都市計画課 葛原主幹、中林主任

-----午後 2 時 00 分開会-----

事務局) 開会

副市長) 挨拶

< 議事 >

2 5 - 1 号議案 一般廃棄物処理施設の敷地の位置について

事務局からパワーポイントを用いて説明

会長：議案の説明は以上です。ご質問がありましたら挙手をお願いします。

委員：3 点ばかり確認したいことがあります。

一つ目は、産廃許可を受けていたときは既に 51 条の許可は出ていたのか。

二つ目は、流通過程での売れ残りの廃棄物が増えることに伴い、取り出した後

のプラスチックやダンボールはどう処理されているのか。

三つ目は、近隣の上野東ニュータウンから悪臭苦情が出ていなかったか。

以上3点を確認します。

会長：ただいまの3項目の回答をお願いします。

事務局：一つ目については、産業廃棄物の許可を取得する時点では建築基準法の51条の届出の対象になっていないので、申請も出ていないし、許可の取得もしていない。

二つ目について、廃棄物やダンボールそれぞれ専門業者に依頼して適正に処理されている。

三つ目について、県と市のそれぞれの環境部局に確認したところ、現在も過去にも聞いていない旨の回答を得ています。

また三重県の定期的な見回りによる確認でも問題ないと聞いております。

委員：はい結構です。

会長：ほかに質問はございませんでしょうか。はい委員さん

委員：同じような質問をします。上野東ニュータウンとは隣接しており、上野東ニュータウンの住民によると、風の影響によって臭いがするというのを聞いたこともあるが、隣接区はどこになります。

事務局：隣接地域は炊村、千戸、大沢がそれぞれ地元、隣接になります。

委員：そうですよね。

東ニュータウンの住民がこの計画の説明を聞き、地域との合意形成の中で住民が直接参加していることを確認したい。

というのは臭いがするという苦情をたびたび聞きますので。

事務局：千戸の上野東ニュータウンの自治会とも話し、了承を得ていると聞いています。なおに関する事なので、若干するかもしれないし、工業団地内ということで他の工場などの影響もある可能性もある。しかし、上野東ニュータウンをまったく無視しているということは聞いていない。

委員：ほかに臭いが発生するものは工業団地内のここ以外にありますか？養鶏場等は？

事務局：養鶏場は道を挟んだ場所にあります。

委員：ずいぶん離れているように思いますが、どこからにおうかは定かでないが苦情はたびたび聞くので、許可された場合は対応をお願いします。

委員：廃棄物関係で県に勤めていて周辺を見回っていたが、この事業所ではなく工業団地内で硫酸ピッチを扱っている業者があり、おそらくその業者ではないかと思われま。

委員：そのような事業者がいるのであればそちらが原因かもしれませんね。

ただ、慎重に進めていただいているとは思いますが、処理量自体は増えるので

今後その点も注意してください。

会長：そのほかご質問はありませんか。

委員：現在、飼料化により、製造された飼料はどの程度養豚場に卸されているのですか。また、どの程度量まで養豚場で飼料として使うことが可能なのですか。今後飼料化の量が増え、養豚業者が引き取りきれず、施設に溢れてしまう可能性があるのか、ないのか、そのあたりを教えてください。

事務局：養豚業者に引き取ってもらっているのが40tで、受け取りが40t強です。いわゆる梱包材、廃プラであるとか紙としてリサイクル部分を除いて、生身の食物残渣はすべて液化飼料となっております。

また、事業者は、養豚業者の受け取り量を超える廃棄物の引き取りはしないという方針をもっています。現状はそのようになっております。

会長：よろしいでしょうか。

委員：はい。

会長：その他にご質問はございませんでしょうか。はい

委員：出口問題と言いますか、出ていく分だけ引き取るということをどこで担保しているのか。これが一点。

なぜ、今の事業が産廃でダメなのか。敢えて一般廃棄物にする意義を教えてください。むしろ中間処理の申請をすべきではないのかとも思います。

配布資料では、環境対策について「悪臭が立ちにくいような対策を講じている」となっているが、その内容がハードなのか、ソフトなのか、また、オペレーションか。どの部分で努力しているか。ご確認されていると思いますので、教えてください。

最後に、地区の了承を得ているとなっているが、産廃処理施設の設置のように要綱があつて、それに基づく同意なのか、それとも独特のものなのか、そのことを教えてください。

会長：事務局お願いします。

清掃事業課長：清掃事業課長の居附です。

ただいまの質問に対しまして、お答えします。

産業廃棄物と一般廃棄物の件ですが、製造事業等のご飯類、麺類などを一般廃棄物として処理すると聞いております。

それから、悪臭の対策についてですが、当日来た廃棄物はすぐに処理する体制をとっております。2、3日おくことはないことを確認しております。

床面等にも廃棄物は散乱しておらず、整理整頓されております。処分するまでのものはダンボールやパッケージにつめたままの保管という状況でございます。

事務局：受け入れ量と排出量の担保については事業者の説明を求めたいと思いますので、事業者の入室をお許しいただいてもよろしいでしょうか。

会長：はい

委員：事務局が調べる、若しくは聞き取りして報告ではないのですか、事業者に説明させるのであれば、直接聞けばよいのではないのでしょうか。

事務局：わかりました。事務局で聞き取りをして回答させていただきます。

地元との合意形成について、どのようなことに基づいて求めているのかということでしたが、これについては、行政指導の範囲内で地区との協議を指導しています。

委員：地区同意の件について、行政指導とはどのような範囲なのですか。

事務局：市で条例・規則等は設けずに「地元との協議を整えてください」といったお願い的な要素のあるものとわれわれは認識しております。

委員：会長すみません。

会長：はい

委員：これは、同意行政の助長、もしくは、市の責任を回避する動き、または、事業者が、どのように事業を周知し、地元の説明会を行い、どのような意見や、内容であったのかを議事録にまとめさせ、行政は確認をしておりますか。

事務局：そのようなことを今、確認しております。

委員：住民説明会等の過程を資料として添付させ、入れるべきではないか。住民対策ということは、もめる、若しくは住民無視、行政はどこを見ているのかということをつらつらいわれる中で、合意に至ったプロセスをこのような審議会には提示するべきではないか。

会長：本件について、行政側から住民への説明会の様子や、質疑の内容等の聞き取り、それに対する対応等の確認は行っているのですか。

事務局：事業者との聞き取りの中で確認はしております。あわせて、過去に苦情等が無いかを担当部局に確認しています。

会長：住民説明というのは事業者と住民で行ったものですか。

事務局：はい

会長：市は立ち会ったか？

事務局：立ち会っていない。

会長：事業者から報告は受けたか

事務局：聞き取りを行った。

会長：聞き取りは事業者に対してか。

事務局：事業者にである。

会長：その報告書を受けて市は地区の代表等に念押しはしているのか。

事務局：していない。

会長：そのあたりはする必要はある。事業者が、住民の指摘に対して、隠していることがあるかもしれない。そのような事がわかった場合は当局が事業者に

是正を求める必要がある。

事務局：ただいまのご意見を踏まえまして、この案件から、事業者からの聞き取りではなく、説明会等の報告書を提出させるなど、再度踏み込んだ形で住民同意を確認したい。

その後、再度、会長に報告いたします。

委員：地区同意はいらないでしょ？

事務局：法令上の求めでは同意書は不要である。

委員：であれば、中途半端な書き方ではなく、申請書類は適正に届けられているということではないのでしょうか。

事務局：手続き上はそれで問題ない。

議員：要綱もなく規則もない、自治会に説明も合意形成しなくていいのではないのか。

この申請に対し、同意が不要なのであれば、敢えて触れる必要がないのではないのか。

そういったことよりも、売れなくても処理をし、山積みになっていくことは想定される。そういった確認をするほうが先だと思ひ、そういった情報を審議会に伝えていくのが行政の責務だと思いますが。

委員：出口についてわかりました。

事務局：トントンファームに液化飼料をおろしている。そこで豚を 3000 頭飼っている。豚一頭あたり 1 日 10 キロから 12 キロあたり液化飼料消費する。そこから計算すると、おおよそ 40 トン程度の液化飼料が必要である。

今回の計画で一般廃棄物を追加で受け入れ、今以上に飼料化が増加した場合については、トントンファームでは 5000 頭まで飼育が可能なので、そこで調整し入り口出口をプラスマイナスゼロにする計画である。

委員：議長よろしいのでしょうか。入口と出口の量の問題ですが、入口 50 トン出口 40 トンという説明ですが、差の 10 トンはストックしておくという話ではないのでしょうか。

ストックできるのであれば、出口であふれる問題は解決できると思いますが。

会長：説明をお願いします。

事務局：汚泥処理するので差が出る部分はある、製造段階で菌を残しておかなければならないので、その分をタンクに残して降ります。

委員：そういう意味ではなく、商品としてストックすることは可能なのか教えてください。在庫を持つことが可能であれば、その中で消費量との差を調整できると思ひます。

会長：事務局、わかりますか。

事務局：確認します。その間に先ほどの委員さんの地元協議に関するご質問に

対しまして、市の考え方を言わせていただきます。

県の都市計画審議会でも地元との協議を判断項目に入れており、市でも地元との協議状況を把握する必要あると考えます。従って、今後はどういう協議経緯があったのかということは取りまとめた上で審議会のほうに資料としておだしたいと考えます。

今回につきましては会長に提出してご確認していただきたいと思います。

会長：できるだけ住民の声を聞く努力をしてほしい。それは、過剰な調査になるかもしれないが、そういう調査を地道につづければ事前に不具合を防げるかもしれないし、あるいは業者を指導していくポイントを理解して行政の力も上がるだろう。

特に、時々臭いという苦情があるそうなので、それを敏感にキャッチし、即現場に行き、その日の実態を掴む努力をしてほしい。このことは出来ない話ではないと思うが。

事務局：環境部局とも連携をとりながら対応していきます。

委員：伊賀市の中でいくつか地域で公害防止委員会などを組織しているところがあります。掌握されていると思います。過去には、工場の進出や、工業エリアの造成の際に地域と環境保全協定等を締結し、その際に第三者的に行政が見届けるような形を取っていました。現在は、事業者と、地元が了承する程度でよいのかどうか。また、組織する協議会で企業等を訪問するようなことをしていると思います。

市がこのような組織についてどの程度把握しているのか教えて頂きたい。

地元の了承だけでは何も無ければそれでよいが何かあった場合は、事業内容等を把握しておく必要があると考えます。

事務局：本日、環境部局が出席しておりませんので詳細はお答えできませんが、例えば、産業廃棄物に関することであれば、市の要綱で地元同意を義務付けており、それに基づき地元との協議も進めていると理解しております。

会長：環境は環境で規制するものがあるのですか。ここは都市計画審議会ですが。

事務局：公害防止の観点からの審議は都市計画審議会の趣旨からは外れると思われる。

委員：スライドの都市計画審議会の役割の図から考えると、環境に関する事などは、環境部局で協議され、都市計画審議会は位置について審議すればよい。

委員：環境部局の審議が不十分のまま都市計画審議会でも位置を審議するのは危険だ。

事務局：事務局としては、環境部局での協議が終了し、許可見込みである状態であると、認識し、都市計画審議会に諮っております。

会長：都市計画法上、敷地の位置が妥当かどうかを審議会で判断すればよいということになりますね。

会長：その他に質問はありますか。はい。事務局

事務局：先ほどのストックできるかどうかという質問についてご回答します。技術的にはストックは可能だが今はストックする必要がないので、ストックせずに、排出する分すべてを豚の飼料としている。

会長：豚の必要分だけ出すということ。つまり原料も必要分だけですか。

事務局：そうです。

会長：そのほかご質問はございますか。ないので、続いて今の議事に対する意見をどうぞ。認められないと言う方はご意見をどうぞ。ご意見がないようですので原案通り承認することとします。

委員：賛成の立場で意見を申し上げます。

前段となる環境審議会の議論が不十分で、また、市の要綱・規則もない状態で、法外にならない範囲で地元と協議するなど、一定の基準を満たし、都計審にあがってきている状態であり、制度的にはクリアしているが、今のやり方を検証する必要があると思います。縦割り行政でなく、一体となって取り組むことを望みます。

会長：ありがとうございます。ほかにご意見はありますか。

委員：環境について環境委員会と相談し判断してもらい、住民の意見をきく、決済するか、それを環境委員会当局の意見を正した上でここへだしてきていただく。

会長：提案に対して意見は無いですか。

上田委員：はい

会長：それでは、今後このような案件を都市計画審議会に諮る場合は事前に環境部局と十分調整し、環境面の問題や懸念事項を整理した後に都市計画区審議会に諮るようにしてください。

とにかく、公害関連がらみの事案が毎回上がってくるので事務局は十分なチェックをしてください。

以上のことを意見として追加し、承認でよろしいでしょうか。

委員：意義なし

会長：ありがとうございます。

会長：続いて第2議案の説明をお願いします。

25-2号議案 廃棄物処理施設の敷地の位置に関する今後の審議方針について

事務局からパワーポイントを用いて説明

会長：議案の説明は以上です。

私からの質問ですが、やむをえないという書き方が気にかかります。

「欠点はあるが、仕方がない」というように聞こえてしまいます。

事務局：ご説明させていただいたとおり2つの条件が整理されているものについて審議のテーブルにのせるという意味でございまして、「やむをえない」と言う表現が不適切であれば「取り扱っていきます」と修正させていただきます。

会長：修正したほうがよい。この表現では後々問題になりかねない。

事務局：それでは、「2つの条件を満たせば取り扱っていく」という表現に訂正させていただきます。

会長：できるだけ条件を明確にし、条件に合えば取り扱うというはっきりした表現でよいと思う。そのほかご意見はありますか。

委員：規制する法律がないときには自由に活動していた、一定規制する法律ができ、その時点で適合しないものは既存の権利が認められてきた。それが、その後、拡大進展したとき新たな法律の下でそれをクリアするだけの条件がないような現象が起こることが考えられる。そのときに2通りの考え方ができ、現状にあわせて規制をしなければならぬという考えなのか、一定の要件を満たした上で自由な経済活動を推進していくという考え方ができる。このことにこの議案は集約されるのかなと思います。

それでは市としてはどういう風に経済活動を考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

会長：どうでしょうか。これは部長さんですか。

部長：例えば上野エリアでは開発という行為の中で造成をしてきたが、経済情勢もあって土地利用が進んでいなかった。その後、そこが調整エリアになっているとかそういう土地ではどういう活用が図れる条件を示していくのかというのが問われているのかなという側面もある。そのなかで可能な範囲内で検討させていただいた中での絞り込みの上でのこの2点だと私は考えておりますので、そのような主旨で審議会からのご意見を頂きたいと思います。

会長：はいどうぞ

委員：私の意見からすると、市の都市マスタープランは網の目が少し大きく、こぼれている部分があり都市マスに適合しないので認められないという事案あります。細かな網目の都市マスや、都市マスを補足する文書でもあればもう少しうまく拾えるのではないかと思います。自由な経済活動後押しするよりも、都市マスに少し不備があつて、この部分を見直していなかった。実は都市マスを見直すほうが順番としては先ではないか。そのことでずい分と拾えるものもあつたのではないかと思います。その辺のお考えをお聞かせ願いたい。

都市計画課長：都市マスでカバーする範囲が広すぎてピンポイントで出てきた



場合、こぼれ出るのが現状です。都市マスの見直しで一文を加えるのも一つです。現在、都市計画区域の統合で線引きを廃止するかどうかということも検討委員会から 2 月から答申も出てまいりましたので、次の制度に向かって来年度制度設計していく中で都市マスを変えるまでの前段といたしまして本日の議案にさせていただいたとご理解いただきたい。

委員：伊賀市のあるべき姿にむかって、ばらばらの制度を足並みそろえる途中経過の間、捨てるものは捨ると理解してよろしいでしょうか。

都市計画課長：はい

会長：先ほどの図から見ると現在の工業用地があちこちに点在している。出てきた際に個別に判断しており、一体性を感じない。

都市マスを見直し、適切な土地利用ができるように望みます。

都市マスプランを見直し、工業地帯は数箇所に絞り、適地を選び工場を誘致していくことで、環境や景観にも配慮できると思います。このことについて、市内部で十分議論していただきたい。

それでは、この議案については以上の意見と「やむえない」の表現を修正することで承認してよろしいでしょうか。

委員：意義なし

会長：ありがとうございます。以上で本日の議事は終了しました。

他に事務局から何かございますか。

事務局：事務局からはございません。

会長：それでは、本日の審議会は終了します。

-----午後 3 時 25 分終了-----